

消基発第 175 号

平成 31 年 3 月 29 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 米田 順彦

[押印省略]

福祉事業の実施に関する規程の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- (1) 職業能力開発総合大学校における指導員訓練（長期過程に限る。）が廃止されたことに伴い、奨学援護金の支給対象者から当該訓練を受ける者を削ったこと。
- (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第 1 学年から第 3 学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号）附則第 2 条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者に係る奨学援護金の支給月額を 16,000 円から 18,000 円に引き上げたこと。
- (3) 様式から元号を削ったこと。

2 施行期日

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、改正後の上記 1 の(1)及び(2)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の月に係る奨学援護金について適用し、同日前の月に係る奨学援護金については、なお従前の例によること。

消防基金規程第四号

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒木泰臣

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第三十六条の五に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第四号において同じ。）」を削り、同条第二項第三号中「月額一万六千円」を「月額一万八千円」に改め、同項第四号中「又は指導員訓練」を削る。

別記基金様式第二号の二、別記基金様式第十一号及び別記基金様式第十八号中「平成」を削る。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の第十条第一項第一号並びに第二項第三号及び第四号の規定は、平成三十一年四月一日以後の月に係る奨学援護金について適用し、同日前の月に係る奨学援護金については、なお従前の例による。